

令和元年度(2019年度)第2回熊本県行政文書等管理委員会(R1. 12. 18)
議事録

発言者	内 容
事務局	<p>開会宣言</p> <p>会議次第により資料及び議題の概要を説明。</p>
澤田会長	<p>会長挨拶。</p>
<p>議題(1) 行政文書の廃棄に関する意見聴取について</p>	
澤田会長	<p>それでは、議事に入ります。 本日は、その他も含め議題が7件です。</p> <p>まず、議題(1)行政文書の廃棄に関する意見聴取についてです。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>資料1-1により説明。</p>
澤田会長	<p>ただ今、事務局から議題1の行政文書の廃棄に関する意見の聴取について説明がありました。</p> <p>今回、廃棄の対象が資料1-1の1に記載されているとおりに合わせて約5万冊との説明でした。また、パブリックコメントによる県民からの意見と九州大学三輪教授による意見が記載されています。</p> <p>事前に事務局から分厚い一覧表が送付されてきていますが、歴史公文書となる可能性があるものや質問などについて、委員の皆様から御自由に御意見ををお願いします。</p>
澤田会長	<p>それでは、まず私から質問いたします。</p> <p>一覧の廃棄方法欄の「焼却(個人情報等)」はわかりますが、「削除」と「リサイクル」とはどのようなものでしょうか。</p>
事務局	<p>「焼却」につきましては、焼却場への持ち込みができなくなってきていることから、溶解処理を行っています。</p> <p>「削除」は、媒体が電子のものについて、電子媒体を削除することです。</p> <p>「リサイクル」は個人情報がないものについて再利用するというものですが、最近では、「焼却」と併せて「リサイクル」も溶解処理を行っています。</p>
金子委員	<p>三輪先生が現物確認したいとしている文書は、自分の見立てとほぼ同じになっています。</p> <p>ただ、資料1-4の646頁19369の阿蘇農林農地整備課「阿蘇中部地区広域営農団地農道整備事業河川協議関係綴」は現物確認を行っていただきたいと思い</p>

	<p>ます。</p> <p>それから、資料1-5の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・38頁、757の地域振興課長「公益法人等移行認可関係(津奈木町)、津奈木町地域振興公社」 ・265頁、5294の河川課長「海岸堤防環境整備事業工事設計書、下津江海岸環境整備事業」 ・272頁、5425の河川課長「荒瀬ダム関係綴り」(媒体電子) ・287頁、5729の営繕課「営繕工事、天草空港ターミナルビル新築工事」 <p>についても、三輪先生の現物確認をお願いします。</p> <p>原則論を申し上げますと公文書というものは、第1段階では自分のためのもので、第2段階では後任者のためのもの、第3段階は保存年限が満了してない段階で情報公開条例、個人情報保護条例に基づく請求により公開すべきもの、そして最後の第4段階が将来の職員や県民に残しておくべきものと考えています。</p> <p>その4番目の将来の職員や県民に説明責任を果たす意味で、三輪先生の見立てでは十分見ていただいています。ただ、将来人口が減少している中で、山間地、農業、林業とかのインフラとしての農道整備、農林漁業の保障が大事になりますので、そういう文書は残してもらいたいと思います。</p> <p>次に、質問ですが、資料1-3の19頁654の労働雇用創生課の「熊本地方最低賃金審議会」関係、41頁1379の県北広域本部振興課の「県北広域本部会議関係」の行政文書はどこにあるのですか。</p>
事務局	現物確認を行うために、事務局で集めて保管しています。
金子委員	それは、きちんと書架の中に保管されていますか。
事務局	保留となった行政文書は8号書庫で保管しています。
金子委員	わかりました。 次にその行政文書について、有識者からの意見を原課に連絡していますか。
事務局	過去に一度、原課の意見を聴取したうえ、再度三輪先生に意見をいただいております。その後の保留分についても、原課の意見聴取を行う予定にしています。
金子委員	原課へ意見聴取した時の原課の反応はどうでしたか。
事務局	<p>先ほど説明しましたとおり過去に一度原課の意見を聴取し、二度目を準備していましたが、熊本地震が発生し、平成28年度が委員会の開催ができず廃棄手続きも止まった状態となりました。</p> <p>委員会が再開された平成29年度からは、廃棄の溜まったものの処理を優先しましたことから、保留分の原課へのフィードバックができてない状態になっています。保留分が溜まってきており、今後取組みを進めていきます。</p>
金子委員	そういうところに、アーキビストや公文書館がいるのだと思います。保留分について原課へフィードバックし、残すことでシリーズ化するので、廃棄として報告しないよ

	うにということ、専門職員のアーキビストから原課へ言わないと毎年、毎年、廃棄対象一覧に上がってきて、作業が無駄になってしまいます。
澤田会長	三輪先生や委員会で残すべきとしたものが、事務局の県政情報文書課には伝わるが、原課の方へも受け継がれるようにすることの担保をどのようにするのかということだと思います。
事務局	原課に意見聴取して、初めてディスカッションが始まるということになりますので、保留分への事務処理が遅れていることは申し訳なくしております。課題意識を持って取り組んでいきます。
金子委員	それと、高等学校の学校日誌が相変わらず、廃棄対象リストに上がってきています。学校日誌の外、学校経営案、学校基本調査も残してもらいたい。
原村委員	学校で残すのか、どこで残すのかということで、学校では廃棄として学校外に出し、こちらで残すことでも良いのかと思ってはいたのですが。 ただ、三輪先生や委員会での判断がそれぞれの担当部署にどういうふうに伝わるかということは、これからきちんとやっていただきたい。
澤田会長	確かに、学校にどれほど伝わっているのかということが問題で、伝えるシステムや三輪先生や委員会が示した方針への対応のルール作りが必要だと思います。
高濱委員	ファイル名、副題にばらつきがあるのではと思います。例えば、資料1-5の60頁、61頁に健康福祉政策課と健康危機管理課の照会関係のファイルが掲載されていますが、両課で異なっています。特にシステム登録以外分でのばらつきが大きいと思います。これは、システムに登録すると解消するのでしょうか。
事務局	文書管理システムに登録している場合もしていない場合も、ファイル名は担当者が付していますので、どうしてもばらつきが生じます。行政文書の手引きでも、県民にわかりやすいファイル名にすることは求めています。統一化については示していません。必要性はわかりますが、ルール化までは至っていません。
高濱委員	見る側としては、同じ名称にしてもらおうとありがたいと思い申し上げました。あと、例規は10年保存ですか。
金子委員	はいそうです。
高濱委員	保存10年でも、データベースで見れるからということですか。
金子委員	そうです。

高濱委員	<p>資料1-6の28頁823の「教科書関係文書」と25頁726の「県立中学校」は、教科書採択に関するもので重要ですので、現物確認をお願いします。</p> <p>資料1-4の510頁15275の「屋外広告物禁止措置の設置計画」は残してもらいたい。滅多に出てこないが大事なものと思います。</p> <p>また、資料1-4の13頁の386の「障がい者雇用関係」も現物確認をお願いしたい。383の「知的・精神障がい者雇用関係」を現物確認するとなっているので併せて実施していただきたい。他にもこのように、似たもので現物確認をすべししたりしないとなつていたりしているものがあります。</p>
金子委員	<p>そのようなものは、他にもたくさんあります。</p>
花立委員	<p>それは、三輪先生たちの現物確認を信じるしかないということですね。</p>
高濱委員	<p>身体障がいと知的・精神障がいとで分けられたというのであれば、両方見てもらいたいと思います。</p> <p>同じ資料1-4の91頁の2725「熊本タイプ博物館整備事業」と2727「県内博物館・市町村向け説明会・研修会」は、熊本は展示施設等を設けなくてネットワークで博物館を運営していくという珍しいものでありますので、残してもらいたい。</p>
金子委員	<p>資料1-3の8頁264、265、60頁23で熊本地震関係がありますが、熊本地震関係は歴史公文書として残すことになっています。原課は廃棄対象として出しており、そのことを理解しているのかと思いますが。</p>
事務局	<p>知事が別に定める事項の中に、熊本地震に関する事項が定められていますが、ただし書きでサービスなどの定型的業務に関する事項は除かれています。原課はサービスと判断し、廃棄対象で出してきたものと思われませんが、現物確認の対象となり三輪先生が確認しています。</p>
金子委員	<p>私は、地震に関してはサービスも大事と思います。職員がどれだけ働いたかということは資料では残りませんか。</p>
澤田会長	<p>職員がどれくらい忙しかったかということですね。それがどれくらいの軽重の中身だったのかということがあると思います。</p> <p>原課には、委員会の問題意識を伝えてもらい、軽々に取り扱うのではなく、慎重に歴史公文書に該当するのかどうかを判断してもらいたいと思います。</p>
原村委員	<p>地震に関しては、忙しかったかどうかは残してもらった方がよいと思いますが、規程の定め方としては、やむを得なかったのかなと思います。地震の場合と他の事項の場合とではサービスの情報が持つ意味は異なるでしょうから、ただし書きの除く場合の具体的な運用をどのようにするのかということになると思います。先ほど、会長が言われたようにこの委員会の意識や考え方が担当部署にきちっと伝わって、日常的な庶務的な書類に入るのかどうかを判断する場合に生かしてもらいたいと思います。</p>

澤田会長	ありがとうございます。他にはありませんでしょうか。
花立委員	二つございます。 一つ目は、有識者意見の理由欄に記載されていることを見ますと、今日的なテーマ、例えば、いじめやTPPなど条例等での定め以外のものが整理されて記載されているので、原課にはフィードバックしてもらうことはもちろん、関係の部署にも伝えていただきたいと思います。 二つ目は、制度設計があまりわかっていないので、お尋ねになりますが、紙と電子文書の廃棄上の差はないのでしょうか。
事務局	それは、ありません。
花立委員	電子文書の削除とは具体的にはどういう作業なのでしょう。
事務局	システム上に登録されているものですので、画面上でクリックして削除するというものです。
花立委員	スペース、場所をとるものではないですね。
事務局	はい。サーバーを置くスペースは必要ですが。
花立委員	場所をとるものではないのですから、電子文書を慌てて削除する必要があるのかなと素朴に思いました。 あと、電子文書であっても、神奈川県でハードディスクが流出したように、廃棄することによって情報が流出することがないようにしなければならないので、電子文書の扱いについては、今後の宿題として検討すべきと思います。
金子委員	アーカイブズ学会の研究会では、電子文書は廃棄すると言われてました。ただ、データが膨大になれば検索が大変になるとは言われてましたが。
原村委員	県のハードディスクの容量や費用がどれくらいのものかわからないので、電子文書だから削除しないで良いのかどうかは正直わかりません。県の規模では直ぐにハードディスクがいっぱいになることはないと思いますが、そうなった場合の、費用を出すことの必要性とデータを残すことの兼ね合いでやり方を決める必要が出てくるのかなと思います。
澤田会長	他にはありませんか。 それでは、ご指摘いただいた点につきましては、事務局で取りまとめをお願いします。また、意見のあった行政文書は保留としていただき、それ以外の文書で有識者意見が廃棄のものは、委員会の意見としても廃棄ということによろしいでしょうか

	<p>。また、条件付廃棄とされたものについては、事務局で成果物が確認できたもののみ廃棄することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(同委の声あり)
澤田会長	事務局は、誤廃棄が生じないよう、十分注意して廃棄してください。
事務局	はい。
<p>議題（2）令和元年9月熊本県議会定例会における公文書館に係る質問について [報告]</p>	
澤田会長	それでは、次の議題に移ります。議題の(2)令和元年9月熊本県議会定例会における公文書館に係る質問について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<u>資料2</u> により説明。
澤田会長	ただ今、事務局から議題2の令和元年9月熊本県議会定例会における公文書館に係る質問について、質問及び答弁の概要、今後の取組について説明がありました。 この件について、委員の皆様から何か、御質問・御意見ございませんでしょうか。
高濱委員	答弁で、公文書館について「新たな設置の検討までは至ってない。」と明言されていますが、公文書館は研究者にとっては、悲願であり、歴史の検証をするためには、どこかで文書をきちっと管理することが前提条件でありますので、県はぜひ取り組んでもらいたいと思います。
金子委員	機能の充実を取組と記載されていますが、機能充実について工程表があればよいと思います。 また、高齢者雇用が今言われていますが、宮崎県方式を取り入れたらどうですか。宮崎県では、県を退職された文書の専門の方が一部屋もっておられて、職員に対してレファレンスを行っています。県の行政文書はパブリックコメントが1件もないように県民からは遠いのですが、職員にとっては、利用価値が高いものであり、職員からも評判がよいものとなっています。宮崎県を視察し、研究してみてもいいと思います。
澤田会長	公文書館が必要であるということは、そうありますのでぜひ検討し動いてもらいたいと思いますが、それまでの過程の中で、取組みを進めるとのことです。その中で、機能の充実であれば、今二人の専任職員を置いておられますが、さらに県民はもちろん県職員にとっても充実したものになるように研究を進めてもらえればと思います。

議題（３）令和元年度（２０１９年度）点検実施状況結果に係る報告について〔報告〕	
澤田会長	それでは、議題(3)に移ります。令和元年度（２０１９年度）点検実施状況結果に係る報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3-1及び資料3-3により説明。
澤田会長	議題3は議題4と絡みますので、続けて議題4を説明いただき、その後に質問をいただきたいと思います。それでは、議題4の説明をお願いします。
議題（４）令和元年度（２０１９年度）実施監査結果に係る報告について〔報告〕	
事務局	資料4及び4-1により説明。
澤田会長	ただ今、点検実施状況結果報告及び実施監査結果報告の説明があったところでございます。何か、御質問、御意見のある方はいらっしゃいますか。
金子委員	資料4-1の別紙4-2に廃棄予定行政文書の写真が掲載されていますが、これらを溶解処理する場合に、ファイルの紙以外のプラスチックの部分はどうしているのですか。
事務局	外側のファイル部分は取り外してリサイクルし、中身の紙を段ボールに詰めて溶解処理しています。なお、古くてリサイクルできないガバットファイルは、金具を取り外して外側のファイル部分も溶解処理に出しています。
金子委員	そういう作業は、職員がしているのですか。
事務局	はいそうです。
澤田会長	それでは、今後も適正に業務を進めていただければと思います。
議題（５）熊本県行政文書管理規程、熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部改正について（形式的な変更）〔報告〕	
澤田会長	それでは次の議題に移ります。議題5の熊本県行政文書管理規程、熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部改正について事務局から説明をお願いします。

事務局	<u>資料5-1</u> から <u>資料5-3</u> 及び <u>資料6-1</u> から <u>資料6-3</u> により説明。
澤田会長	以上、説明をいただきました。組織改編で課の名称が変わったことなどで改正をすることと、日本工業規格A4と記載していたものをさすがに記載する必要もないだろうということで削除したということと思います。 よろしいでしょうか。
議題（6）警察本部における行政文書の誤廃棄事案について[報告]	
澤田会長	それでは次の議題に移ります。議題6の警察本部における行政文書の誤廃棄事案について追加議題でございます。警察本部から説明をお願いします。
警察本部	<u>資料7</u> により説明。
澤田会長	以上、説明がありました。警察本部の誤廃棄案件につきましては、第1回の委員会でも報告があっており、連続して発生していますので、報告のあった対応策はしっかりやっていただきたいと思います。 この件について、御意見、御質問はございますでしょうか。
原村委員	対応策に「所属独自で行う業者委託による廃棄を禁止する」と記載されてますが、それでは今後はどのような廃棄の方法をとるのですか。
警察本部	今回、業者委託で大量の段ボール箱を出していますが、段ボール箱の中に入れてしまうと中身の行政文書が見えなくなります。シュレッダーでの処理では目視確認ができますので、業者委託を止めて全てシュレッダーで処理することとしました。
原村委員	変更点は、所属独自というところではなく、業者委託を止めてシュレッダー処理をするということですか。
警察本部	第1回委員会で廃棄の承認をいただきました行政文書については、1月、2月に所属から業者が回収し処分場で処分の予定ですが、このように統一的に実施するものを除いて、各所属で所属の予算で独自に実施するものを禁止するというものです。
金子委員	警察本部にも、今話題となっている高速シュレッダーはありますか。
警察本部	大型シュレッダーを保有していますが、大型シュレッダーは厚みのある用紙が流れ作業で処理され、確認が徹底されませんので今回一緒に使用を禁止しました。行政文書の廃棄手続きが周知徹底されるまでは使用禁止したいと考えています。

金子委員	それでは、先ほど説明されたのは小型シュレッダーを使用するということですか。
警察本部	はいそうです。
澤田会長	警察本部におかれては、誤廃棄事案が続いているということもありますので、対策を確実に実施していただきますようお願いします。
<div style="border: 1px solid black; background-color: #fde9d9; padding: 10px;"> <p>議題（7）その他</p> <p>次回の委員会の開催予定時期について</p> </div>	
澤田会長	それでは、「その他」の次回の開催予定時期について事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>平成24年4月の条例全面施行までの間、文書の廃棄手続きを凍結し、条例施行後、順次手続きを進めてきたところですが、その残りについて、手続きを進めていきたいと考えております。</p> <p>対象は1,000冊程度です。来年2月に有識者による現物確認を予定し、その後の3月に、本委員会へ当該行政文書ファイルについての意見聴取を考えております。</p> <p>また、3月の委員会では、その他の報告事項の報告も併せて行いたいと考えております。よろしく申し上げます。</p>
澤田会長	今年度は、年度末になりますが3月にもう1回開催するということですので、年度末のお忙しいかと思いますが、よろしく申し上げます。
事務局	事務連絡及び閉会宣言